

介護保険負担限度額認定証を交付された方の基本利用料(令和3年8月～)

介護保険負担限度額認定証を交付された方は、居住費、食費が軽減されます。

多床室

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費用自己負担額/月	21,409 円	23,734 円	26,163 円	28,488 円	30,780 円
	居住費/月	0 円 (0 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	30,409 円	32,734 円	35,163 円	37,488 円	39,780 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	介護サービス費用自己負担額/月	21,409 円	23,734 円	26,163 円	28,488 円	30,780 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	44,209 円	46,534 円	48,963 円	51,288 円	53,580 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階①	介護サービス費用自己負担額/月	21,409 円	23,734 円	26,163 円	28,488 円	30,780 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	52,009 円	54,334 円	56,763 円	59,088 円	61,380 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階②	介護サービス費用自己負担額/月	21,409 円	23,734 円	26,163 円	28,488 円	30,780 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	73,309 円	75,634 円	78,063 円	80,388 円	82,680 円

ユニット型個室

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費用自己負担額/月	24,624 円	26,949 円	29,446 円	31,806 円	34,098 円
	居住費/月	24,600 円 (820 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	58,224 円	60,549 円	63,046 円	65,406 円	67,698 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	介護サービス費用自己負担額/月	24,624 円	26,949 円	29,446 円	31,806 円	34,098 円
	居住費/月	24,600 円 (820 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	60,924 円	63,249 円	65,746 円	68,106 円	70,398 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階①	介護サービス費用自己負担額/月	24,624 円	26,949 円	29,446 円	31,806 円	34,098 円
	居住費/月	39,300 円 (1,310 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	83,424 円	85,749 円	88,246 円	90,606 円	92,898 円

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階②	介護サービス費用自己負担額/月	24,624 円	26,949 円	29,446 円	31,806 円	34,098 円
	居住費/月	39,300 円 (1,310 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	104,724 円	107,049 円	109,546 円	111,906 円	114,198 円

注) 月額額は30日分の金額です。

介護保険負担限度額認定の要件について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	* 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 * 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 【非該当】	* 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 * 本人が市町村民税課税の方 * 配偶者が市町村民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む。)	利用者負担段階に応じた上記 資産要件を満たさない方

注) 年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含む。)+その他の合計所得金額